

令和8年度財務省調達改善計画

令和8年3月31日
財務省

1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

(1) 調達の現状分析

① 契約種別に関する分析

令和6年度の調達の契約種別は、表1のようになっており、契約件数は6,459件、契約金額は2,702億円である。そのうち、競争性のある契約は5,595件（全契約に占める割合87%）、競争性のない随意契約は864件（同13%）となっている。

これまで、競争性のない随意契約については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）通達に基づき、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等の審査及び決裁を行うことによる内部牽制を有効に機能させることにより、競争性のある契約へ移行してきたところである。

この結果、競争性のない随意契約の全契約に占める割合は、平成18年度の件数ベースで35%、金額ベースで54%から、令和6年度の件数ベースで13%、金額ベースで17%となっており、競争性のある契約への移行が進んでいる。

表1 令和6年度財務省における調達の契約種別（注1、2）

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	3,654	57%	1,728	64%
	最低価格落札方式	3,472	95%（注3）	654	38%（注3）
	うち一般競争契約	(3,472)	-	(654)	-
	うち指名競争契約	(-)	-	(-)	-
	総合評価落札方式	182	5%（注3）	1,074	62%（注3）
	うち一般競争契約	(182)	-	(1,074)	-
	うち指名競争契約	(-)	-	(-)	-
	企画競争による随意契約	29	0%	12	0%
	公募による随意契約	1,728	27%	98	4%
	不落・不調による随意契約	184	3%	412	15%
小計	5,595	87%	2,250	83%	
競争性のない随意契約（注4）		864	13%	452	17%
合計		6,459	100%	2,702	100%

（注1）令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

（注2）金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

（注4）「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

② 応札状況に関する分析

令和6年度の調達に応札状況は、表2のようになっており、競争性のある契約（公募による随意契約を除く。）に占める一者応札の割合は、件数ベースで26%、金額ベースで54%となっている。

これまで、一者応札の解消に向けた取組として、入札不参加者へのアンケート調査やヒアリング等を通じて一者応札の原因分析等を行い、それを踏まえて競争参加資格や仕様書の見直し、公告期間の延長拡大、業務等準備期間の確保及び入札情報提供の場の拡大等を実施してきたところである。

こうした取組により、競争性のある契約に占める一者応札の割合は件数ベースで平成20年度の29%から平成24年度の17%と減少傾向にあったが、その後はやや増加し、令和6年度は26%となった。

また、情報システムの調達における一者応札の占める割合は、全体と比べて高く、令和6年度において件数ベースで64%、金額ベースで70%となっている。

表2 令和6年度財務省における調達の応札状況（注1、2）（単位：件、億円）

	1者 (注3)		うち情報システム		2者以上		合計		うち情報システム	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	843	153	69	13	2,629	501	3,472	654	119	30
割合	24%	23%	58%	42%	76%	77%	100%	100%	100%	100%
うち一般競争契約	(843)	(153)	(69)	(13)	(2,629)	(501)	(3,472)	(654)	(119)	(30)
うち指名競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
競争契約 (総合評価落札方式)	76	619	47	591	106	455	182	1,074	65	981
割合	42%	58%	72%	60%	58%	42%	100%	100%	100%	100%
うち一般競争契約	(76)	(619)	(47)	(591)	(106)	(455)	(182)	(1,074)	(65)	(981)
うち指名競争契約	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
企画競争による 随意契約	4	12	-	-	25	0	29	12	-	-
割合	14%	96%	-	-	86%	4%	100%	100%	-	-
不落・不調による 随意契約(注4)	99	375	18	364	85	37	184	412	25	368
割合	54%	91%	72%	99%	46%	9%	100%	100%	100%	100%
小計	1,022	1,159	134	968	2,845	993	3,867	2,152	209	1,378
割合	26%	54%	64%	70%	74%	46%	100%	100%	100%	100%
公募による 随意契約(注5)	291	67	10	24	-	-	291	67	10	24
割合	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%	100%	100%
合計	1,313	1,226	144	992	2,845	993	4,158	2,218	219	1,403
割合	32%	55%	66%	71%	68%	45%	100%	100%	100%	100%

(注1) 令和6年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 1者には、応札者が0者の場合を含む。

(注4) 「不落・不調による随意契約」は、入札時の応札者数により記載。

(注5) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、諸条件を明らかにしたうえで公募をおこなうもの及び一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす全ての者と契約するものは「公募による随意契約」の欄から除く。

③ 調達経費の内訳に関する分析

令和6年度における調達経費の内訳は、表3のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が62%と最も大きく、金額ベースでは情報システムの占める割合が54%と最も大きい。

表3 令和6年度財務省における調達経費の内訳 (注1~4) (単位：件、億円)

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(A)	35	13	443	167	478	180
	割合(A/K)	4%	1%	8%	15%	7%	7%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	1	0	157	7	158	7
	割合(B/K)	0%	0%	3%	1%	2%	0%
小計		36	13	600	174	636	187
物品 役務 等	情報システム(C)	166	1,194	80	267	246	1,460
	割合(C/K)	21%	76%	1%	24%	4%	54%
	電力(D)	6	3	88	39	94	41
	割合(D/K)	1%	0%	2%	3%	1%	2%
	ガス(E)	3	0	80	7	83	7
	割合(E/K)	0%	0%	1%	1%	1%	0%
	調査研究(F)	15	2	-	-	15	2
	割合(F/K)	2%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入(G)	122	28	629	123	751	152
	割合(G/K)	16%	2%	11%	11%	12%	6%
物品等製造(H)	98	208	97	17	195	225	
割合(H/K)	13%	13%	2%	2%	3%	8%	
物品等賃借(I)	17	6	428	96	445	102	
割合(I/K)	2%	0%	8%	9%	7%	4%	
役務(J)	321	124	3,673	402	3,994	526	
割合(J/K)	41%	8%	65%	36%	62%	19%	
小計		748	1,565	5,075	950	5,823	2,515
合計(K)		784	1,577	5,675	1,125	6,459	2,702

12% 58% 88% 42% (注5)

- (注1) 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」に基づき分類。
(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注3) 情報システムとは、「コンピューター製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」(平成7年3月27日蔵計第621号)における「コンピューター製品及びサービス並びに電気通信機器及びサービス」である。
(注4) 調査研究とは、「行政の透明性向上のため予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、予算執行等に係る情報の公表を行っている「委託調査費」である。
(注5) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁/全体」及び「地方支分部局/全体」の割合をそれぞれ記載している。

④ 競争契約における調達経費の内訳に関する分析

令和6年度における競争契約における調達経費の内訳は、表4のようになっており、件数ベースでは役務の占める割合が51%と最も大きく、金額ベースでは情報システムの占める割合が59%と最も大きい。

表4 令和6年度財務省における競争契約における調達経費の内訳 (注1~3) (単位：件、億円)

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事(A)	34	13	422	148	456	161
	割合(A/K)	6%	1%	14%	22%	12%	9%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	1	0	147	7	148	7
	割合(B/K)	0%	0%	5%	1%	4%	0%
小計		35	13	569	155	604	168
物品役務等	情報システム(C)	122	941	62	70	184	1,011
	割合(C/K)	23%	89%	2%	10%	5%	59%
	電力(D)	6	3	58	33	64	36
	割合(D/K)	1%	0%	2%	5%	2%	2%
	ガス(E)	3	0	10	3	13	3
	割合(E/K)	1%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究(F)	15	2	-	-	15	2
	割合(F/K)	3%	0%	-	-	0%	0%
	物品等購入(G)	98	18	538	110	636	128
	割合(G/K)	18%	2%	17%	16%	17%	7%
	物品等製造(H)	66	14	95	16	161	30
割合(H/K)	12%	1%	3%	2%	4%	2%	
物品等賃借(I)	10	5	120	56	130	61	
割合(I/K)	2%	0%	4%	8%	4%	4%	
役務(J)	177	58	1,670	232	1,847	290	
割合(J/K)	33%	5%	53%	34%	51%	17%	
小計		497	1,040	2,553	520	3,050	1,560
合計(K)		532	1,053	3,122	675	3,654	1,728

15% 61% 85% 39% (注4)

(注1) 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」に基づき分類。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表中の内訳区分は表3の内訳区分と同様。

(注4) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁／全体」及び「地方支分部局／全体」の割合をそれぞれ記載している。

⑤ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和6年度における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表5のようになり、件数ベースでは役務の占める割合が55%と最も大きく、また、金額ベースでは情報システムの占める割合が78%と最も大きい。

表5 令和6年度財務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳 (注1~3)

(単位：件、億円)

		本省庁		地方支分部局		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(A)	9	3	82	25	91	28
	割合(A/K)	5%	1%	11%	14%	10%	4%
	公共工事に係る 調査及び設計業 務等(B)	-	-	29	2	29	2
	割合(B/K)	-	-	4%	1%	3%	0%
小計		9	3	111	27	120	30
物 品 役 務 等	情報システム(C)	74	567	42	37	116	604
	割合(C/K)	42%	96%	6%	20%	13%	78%
	電力(D)	-	-	8	2	8	2
	割合(D/K)	-	-	1%	1%	1%	0%
	ガス(E)	2	0	5	1	7	2
	割合(E/K)	1%	0%	1%	1%	1%	0%
	調査研究(F)	5	0	-	-	5	0
	割合(F/K)	3%	0%	-	-	1%	0%
	物品等購入(G)	12	2	100	32	112	33
	割合(G/K)	7%	0%	13%	17%	12%	4%
	物品等製造(H)	8	0	3	0	11	1
割合(H/K)	5%	0%	0%	0%	1%	0%	
物品等賃借(I)	6	4	27	12	33	16	
割合(I/K)	3%	1%	4%	6%	4%	2%	
役務(J)	59	12	448	72	507	84	
割合(J/K)	34%	2%	60%	40%	55%	11%	
小計		166	585	633	157	799	742
合計(K)		175	589	744	183	919	772
		19%	76%	81%	24%	(注4)	

(注1) 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」に基づき分類。

(注2) 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表中の内訳区分は表3の内訳区分と同様。

(注4) 欄外には、契約件数・契約金額の「本省庁/全体」及び「地方支分部局/全体」の割合をそれぞれ記載している。

(2) 重点的な取組及び共通的な取組
様式1のとおり。

(3) その他の取組
様式2のとおり。

2 自己評価及び自主点検の実施

調達改善計画の実施状況について、年度終了後に自己評価を実施し、その結果を財務省のホームページにおいて公表するとともに、自己評価結果及び年度途中における自主点検結果を、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込む。

3 推進体制等

(1) 推進体制

「財務省調達改善推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	：大臣官房長	
統括責任者代理	：大臣官房企画調整総括官	
メンバー	：大臣官房会計課長	大臣官房地方課長
	関税局総務課長	理財局国債企画課長
	国税庁長官官房会計課長	

また、推進チームの下に実務作業を担う担当職員で構成される調達改善推進グループ（以下「推進グループ」という。）を置く。推進グループは計画の推進に係る実務を担うこととし、推進グループの事務局は大臣官房会計課に置く。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては財務省行政事業レビュー外部有識者会合の外部有識者の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

財務省においては、全ての部局について毎会計年度、大臣官房会計課監査室の職員がオンサイトで重点監査項目等に基づいて会計監査を実施しているところであり、調達改善計画に盛り込んだ各般の取組内容等についても、会計監査における重点監査項目とすることとし、効率的・効果的な審査体制を活用して取組を検証することとする。

4 調達情報の開示

財務省の調達情報については、財務省ホームページに下記の情報を開示しているところである。今後、閲覧者の利便性の向上を図るなど調達情報に関する開示の充実に取り組んでいくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況
- ・公益法人等への支出状況

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画												
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標					
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				
○		地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境整備	・財務局が持つネットワークを活用し、共同調達の改善等に取り組む。	共同調達を推進し業務効率化を図るうえで、物価・人件費の上昇や行政コストを踏まえた対応など、地域性を考慮して実施する必要があるため。	A+	H28	物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、共同調達参加官署等における連絡会等を全財務局で開催し、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウの共有等に努める。なお、事務局においても他官署における優良事例の共有等を通じて取組の支援を行う。	R9年3月				
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善等の取組】									
			・契約ごとに、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映 (入札不参加者へのアンケート調査、同業他者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信 (十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等) 等について、事前に審査する。						A+	—	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	R9年3月
			・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。						A+	H31		R9年3月
			・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。						A+	H30		R9年3月
			・本省庁及び地方支分部局における一者応札改善等に関する成果を得た取組について、そのノウハウ等を集約し情報を共有する。 ・不落・不調となった案件についても、要因を分析した上で、当該要因に応じた対応策を検討・実施する。						A	R7	要因に応じた対応策を検討・実施の上、有益な取組については省全体での定着を図る。	R9年3月
			【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】									
			・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。						A+	H24	適切な予定価格の積算を行う。	R9年3月
			・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。						A+	H27	参考見積の評価や予定価格の積算方法等について契約担当職員等の知識向上を図る。	R9年3月
・システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。	A+	—	情報システムの目的・用途と仕様書の整合性を確保し、調達仕様書の適正化を図る。	R9年3月								
○		調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を推進する。						A	R4	引き続き、入札公告、調達仕様書等の調達情報を調達ポータルを活用して電子的に公開することにより、原則電子入札及び電子契約を可能とするとともに、事業者への利用勧奨を積極的に行うことで、政府電子調達システムのより一層の利用促進を図る。	R9年3月
			・デジタル技術を活用し、調達事務の効率化・簡素化を推進する。						A	R8	調達事務に関連する入力作業等において、デジタル技術を活用し、作業の効率化及び事務負担の軽減を図る。	R9年3月

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁))。

電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
 ・電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 ・開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 ・電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 ・請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
 ・請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 ・少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
 ・調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
 ※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度
 A+: 効果的な取組
 A: 発展的な取組
 B: 標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約における競争性等の確保 会計法令上、少額随意契約が可能とされている場合においても、少額随意契約の基準額の引上げまで一般競争入札により実施してきた契約については、事務コストや地域性等に配慮しつつ、競争性、公正性、透明性確保の観点から、一般競争入札又はオープンカウンター方式の積極的な活用を検討する。 インターネットによる少額物品の購入 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施する。 共同調達又は一括調達の見直し コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減など地域の実情を考慮し、実施に当たっては、これまでの実績を踏まえ対象品目や仕様の見直しを検討する。 	継続
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	継続